

新設合併と編入合併の比較

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって新たな市町村を置くこと。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入すること。
合併市町村の名称	新たに定める。	通常は編入する市町村の名称となる。
事務所の位置	新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長	合併前の市町村の全ての長は失職する。	編入する市町村の長は在任し、編入される市町村の長は失職する。
議会議員の定数及び任期	< 原則 > 合併前の市町村の全議員は失職し、新しい市町村の法定数による設置選挙を行う。	< 原則 > 編入する市町村の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職する。合併による一定の人口増がある場合は合併後の市町村の法定数に従い増員選挙を行うことができる。
	< 特例 > 次のいずれかによることができる。 ● 設置選挙により選出される議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置く（定数特例） ● 合併前の市町村の議員は、最長2年間引き続き在任する（在任特例）	< 特例 > 次のいずれかによることができる。 ● 編入する市町村の議員の在任期間、編入される市町村の区域ごとに人口に応じて、編入する市町村の人口と議員数の割合での増員選挙をする（定数特例）。さらに続く最初の一般選挙でもこの特例を採ることができる。 ● 編入される市町村の議員は、編入する市町村の議員の残任期間在任する（在任特例）。さらに続く最初の一般選挙では定数特例を採ることができる。

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会の委員 （合併後の市町村に1つの委員会を置くこととした場合） 合併後の市町村の面積、農地面積の要件により複数の委員会の設置可能。	<原則> 合併前の市町村の委員は全て失職し、新たに選挙及び選任により委員を選出する。	<原則> 編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	<特例> 合併前の市町村の選挙による委員は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	<特例> 編入される市町村の選挙による委員は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員	合併前の市町村の特別職の職員は全員失職し、新たに選任される。	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則等の取扱い	合併前の市町村の条例、規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例、規則は失効し、編入する市町村の条例、規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う）